

元の生活を返せ訴訟 第12回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第12回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催

第12回口頭弁論：7月29日（水）14：00から

同時開催：第12回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2015年7月29日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

第1 訴訟そのものの概要

1、当事者

原 告 福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

被 告 国、東京電力株式会社

2、原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊 婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一 般（1次667人／2次483人／3次146人）

3. 請求内容

①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

②本件事故後の懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方である。

第2 第12回口頭弁論の概要

1 原告の主張

「原告準備書面（25）」

①いわゆる「吉田調書」によると、1991（平成2）年福島第一原発の非常用ディーゼル発電機が水没し機能を喪失事故が発生した。それにより、被告国の規制権限行使の前提の省令に「非常用電源設備の多重性、多様性、独立性」を求める規定が追加されたにもかかわらず、福島第一原発ではそのような独立性等の対応はとられなかった。

これは被告国の監督権限不行使の違法です。

②被告東京電力は、いわゆる株主代表訴訟において、2008（平成20）年当時、福島第一原発について「現状より大きな津波を想定した津波対策は不可避」と記した資料を、社内会議で配付していたことを内容とする資料を提出した。この資料を本件訴訟でも提出を求める。

2 国の主張

国は今回、国の予見可能性について、「科学的根拠」及び「予見可能性の対象」の二点に関して反論する第9準備書面と第10準備書面を提出した。

3 東電の主張

東電は今回、東電の予見可能性について、国と同様の二点に関して反論する準備書面（11）を提出した。

4 第12回口頭弁論の進行

原告側からは、今回はじめて第3次原告が1人意見陳述を行います。また原告代理人1人が原告準備書面（25）に関する意見陳述を行います。

5 第13回法廷

2015年9月16日（水）14時～

以上